

第 58 回「国際人権に関する研究会」

『国際人権に何ができるのか 国際人権活動の到達点と今後の展望』 報告書

1 研究会では、阿部浩己氏（神奈川大学法科大学院教授）を迎え、国際人権活動の到達点として、社会権規約選択議定書の成立が意味するものについてと、選択議定書成立後の今後の課題と展望を中心に講義がなされた。講義では、日本社会と国際人権法とのかかわりや、死刑廃止への世界的潮流についても言及された。

2 社会権規約選択議定書の成立が意味するもの

世界人権宣言から 60 周年の平成 20 年 12 月 10 日、国際連合は社会権規約選択議定書を採択した。選択議定書により、個人通報、国家間通報、調査（重大な又は制度的な権利侵害を示す情報を受けて実施される）という 3 つの国際手続が新設された。この選択議定書の誕生により、自由権の保障より劣位に取り扱われてきた社会権の保障が拡充され、社会権を侵害された被害者に普遍的な人権機関への救済申立ての道が開かれることとなった。

また、選択議定書の成立により、自由権と社会権という性質の違う権利として二分する見解が終焉に向かうこととなった。そして、矯正的正義の実現から、従来は司法権の判断になじまないとされてきた配分的正義（Distributive Justice）の実現に踏み込む司法判断が、特にラテンアメリカ、東欧、南アジア、カナダ、英国、ハンガリーにおいて増大していることが指摘された。特に南アフリカでは、社会権の実現に関する憲法判決が多く見られるようになっており、国の住宅政策が国民の居住権を侵害するものではないかについて具体的に言及がなされた判例が見られるようになった。そして、普遍的人権機関である国際司法裁判所（ICJ）ですら、「壁事件」（2004 年）において、社会権規範侵害に言及するに至った。

3 日本社会と国際人権法とのかかわり

国際人権規約の批准（1979 年）、難民条約加入（1982 年）、女性差別撤廃条約批准（1985 年）等の条約加入の 80 年代を経て、90 年代には、政府報告書審査、国連人権活動への N G O の本格的参画が始まった。

そして、21 世紀に入ってから、戦後補償裁判、難民訴訟、人種差別訴訟、高齢者年金訴訟等での国際人権法の積極的活用がなされるに

至った反面，入管，刑事，社会権領域において国際人権法が軽視されているという状況が見られる。

4 死刑廃止への世界的潮流

国際人権理事会は，2008年6月に日本の普遍的定期審査において，死刑執行停止を勧告した。しかし，日本政府は拒否した。

国際的潮流としては，EU諸国，ラテン・アメリカ諸国などで死刑廃止の動きが増しているが，その一方で，日本のほか，中国，イラン，イラク，パキスタン等では死刑が執行されている状況にある。

5 選択議定書成立後の今後の今後の課題と展望

今後の課題として，法曹に対する国際人権法教育の強化の必要性，独立した国内人権機関の設置と差別禁止法の制定の必要性，個人通報制度の受諾の必要性，国際人権法の実現に向けた政治制度の構築の必要性について言及された。

これらの課題に対処するために，人権条約機関の活動や各国内裁判所での代表的な国際人権訴訟を広く日本語で知らせる活動，東アジアでの人権メカニズム構築に対して主導的な参画が必要であることについて言及された。

6 研究会に参加して

本研究会では，阿部教授により，とてもわかりやすく，社会権選択議定書成立後の国際人権活動の潮流についての説明がなされたため，国際人権に詳しくない若手会員にとって，国際人権法について今後勉強していくにあたり，大変よい指針となった。

作成者：水内麻起子（岡山弁護士会）